

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題の一つとして考えており、経営の透明性・客観性の確保と、経営の意思を確実に伝達させるための組織体制の整備と維持に全力を傾けております。

今後につきましても、環境の変化に即応できる経営管理組織にすべく、改善を行っていく所存であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社STKシステム	422,800	23.00
株式会社ISE	144,300	7.85
株式会社クロスウオーク	117,300	6.38
北日本地産株式会社	110,200	5.99
高木 宏	90,000	4.89
森島 雅春	79,000	4.29
株式会社リアルエステート	55,900	3.04
三宅 繁	55,900	3.04
里 健介	50,000	2.72
正井 俊人	50,000	2.72

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社は平成27年9月7日付の取締役会決議に基づき、第三者割当による新株予約権(第1回新株予約権)を発行しております。

平成27年12月31日現在の新株予約権の状況は、以下のとおりであります。

- ・新株予約権の数 3,960個(新株予約権1個につき目的となる株式の数は100株)
- ・割当先 森上和樹3,600個 株式会社クロスウオーク360個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 396,000株
- ・新株予約権の行使期間 平成27年9月25日～平成30年9月24日

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人から監査計画並びに期中及び期末の監査結果報告を受けるとともに、会計監査人の監査に係わる品質管理体制を随時聴取し確認しております。また、会計監査人と適宜意見交換を行い連携の強化に努めております。

当社は、社長直轄組織として内部監査を行う独立した内部監査担当者(1名)を設置しております。内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、当社の業務活動全般に関して、法令遵守状況等を計画的に監査しております。内部監査の実施結果は、代表取締役へ報告されております。当社の業務運営等に改善が必要と認められた場合には、代表取締役の指示により、内部監査担当者から助言や勧告が行われる体制となっております。

監査役は取締役会、経営委員会等の重要な会議への出席、重要書類の閲覧、部門への聴取などを分担して実施し、月1回定時に開催する監査役会で、報告、協議を行っております。

当社では、内部監査、監査役監査及び会計監査人監査が連携して有効に行われるよう、監査役と内部監査担当者は随時情報の共有化を図り、会計監査人とも定期的に意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
四方 直樹	他の会社の出身者													
石井 淳一	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
四方 直樹	○	司法書士	四方直樹氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、司法書士資格を有し、豊富な実務経験と高い見識を有しており、これを当社の監査に反映していただくことで当社の監査体制を強化できるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しないことから、独立役員として指定しております。
石井 淳一	○	—	石井淳一氏は、長年に亘って企業経営に携わり、企業経営に対する卓越した経験と見識を有しており、これを当社の監査に反映していただくことで当社の監査体制を強化できるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しないことから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

前期は純損失であったため実施しておりません。業績が回復次第、検討致します。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

第10回定時株主総会の決議により、取締役報酬年額を100,000千円以内と決議しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

監査役会は監査役3名(うち、社外監査役3名)で構成され、監査役は取締役会、経営委員会等の重要な会議への出席、重要書類等の閲覧、部門への聴取などを分担して実施し、月1回定時開催する監査役会で報告、協議を行っております。

当社では、監査役監査の実効性を確保するためのサポート体制として、監査役と内部監査担当者は随時情報の共有化を図り、会計監査人とも定期的に意見交換を行う体制を整えております。また、法令・定款の遵守に関する事項、リスク管理に関する事項、内部監査の実施状況その他事項を、取締役又は担当部署長等から報告する体制を整備するとともに、監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会(四半期毎に1回)を設けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社の取締役会は、取締役4名で構成され、重要な業務執行に関する意思決定機関として、また、代表取締役ならびに執行役員の業務執行に関する監督機関として原則、月1回開催し、さらに必要に応じて随時開催しております。

また、取締役会で決定された基本方針、計画、戦略に沿って執行役員が業務執行を行うにあたり、重要案件に関する施策の審議を行う機関として経営会議を原則、月1回開催しております。

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役は3名)で、取締役会や経営会議をはじめ重要な会議に出席するほか、取締役から営業報告の聴取を行い、業務執行の状況を客観的立場に立って監査しております。

会計監査につきましては、監査法人に正しい経営情報を提供することにより、公正な立場から監査が実施される環境を整備しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、取締役会の機能を経営の意思決定機関、および業務執行監督機関として位置付けており、事業内容に精通した人材を中心とした機関構成とすることで、担当部門の迅速かつ効率的な事業運営体制の実現を図っております。

当社の社外監査役は3名であります。社外監査役は、外部者の立場から取締役会等で、広範囲において積極的に意見し、業務執行者である取締役の職務執行の監視、監督を行っております。

したがって当社の規模において経営監視機能は十分に働いていると判断しているため、現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	http://jholdings.co.jp/ir.html において、会社概要、決算情報、適時開示資料、決算説明会資料等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明	
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	重要な会社情報については、取締役会に付議・報告を行った上、金融商品取引法をはじめとする関係法令、規則、ガイドライン等に基づく開示判断を行い、情報取扱責任者がTDnetによりホームページへの情報掲載などを行っております。 また、情報開示に至るまでの内部情報につきましては、社内規定「コンプライアンスマニュアル」に基づき、厳重な情報管理を行っております。	

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社の経営理念及び経営基本方針を踏まえて策定した「コンプライアンスマニュアル」を役員及び使用人全員への浸透を図り、自らの行動が「法令を遵守し、社会倫理に則った行動」となっているかを社員全員に意識付ける。

(2) 内部監査室長を任命し、当社における法令等遵守体制の充実強化にあたらせる。そのための組織として内部監査室長が統括する内部統制委員会を設置する。

(3) 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容、対処案が内部監査室長を通じ、取締役会、監査役会に報告される体制を整備、強化する。

(4) 当社及び当社子会社の使用人が、法令・定款に照らして疑義のある行為等を知ったときに、通常の報告経路によらず直接、通報窓口はその旨を報告する仕組み(内部通報制度)を設ける。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務執行に係る情報・文書は、文書管理規程及びそれに関連する各管理マニュアルに基づいて各所管部署が適切に保存・管理(廃棄を含む)し、取締役、監査役、及び内部監査室の閲覧に供する。

(2) 文書管理の統括部署は、少なくとも毎年1回は文書管理規程、マニュアルの運用状況を検証し、必要な場合はその修正を行い、所管部署に対して文書等の適切な保存・管理を指導する。

3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理に関する基本ルールを策定し、体系的なリスク管理体制の確立を図る。各部門において関連規程の見直し又は制定、ガイドラインの制定、マニュアルの作成、研修等を行い、部門ごとのリスク管理体制を整備する。

(2) リスクの発生又は発見時に、取締役会への報告及び開示の必要性を判断する基準を明確にする等、リスク対応と開示を適時適切に行う体制を再整備する。

(3) 大規模な事故、災害、不祥事等の緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制及び対応ルールを再整備する。

4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 社内の組織・業務分掌・職務権限等に関するルールを適時適切に見直すことにより、職務遂行に係る意思決定及び指揮体制を経営戦略目標の達成のために最適の状態に保つ。

(2) ITを活用した人事管理・業績管理・事務システムの精度向上に努め、全社的な経営効率及び業務効率の一層の向上を図る。

5) 子会社の取締役等の職務の遂行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社子会社に対して、財務状況その他の重要事項について、当社への報告・協議を義務付けている。

6) その他当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 「企業行動指針」及び「役員行動指針」を適用しつつ、自社の事業規模・特性を踏まえ、自ら業務の適正の確保を図る。

(2) 内部監査室長が統括する内部統制委員会には、各事業部の担当者を委員として参加させ、内部統制に関する当社での協議、情報の共有化等の場とする。

(3) 法令違反行為等を知った者は、内部通報制度によって直接、同制度の通報窓口で報告するものとする。この場合、通報窓口担当部署は監査役に、通報者保護に留意しつつ当該通報の内容等を報告することとする。

7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役は、必要がある場合は、事前に内部監査室長に通知して内部監査担当者に監査業務を補助するよう命令することができる。この通知を受けた取締役は、特段の事情がない限りこれに従うものとする。

(2) 監査役会から専任の使用人の配属を求められた場合は、必要なスキルその他について具体的な意見を聴取した上で人選し、監査役会の同意を得て任命する。

(3) 監査役から命令を受けた使用人は、その命令の遂行に関して取締役の指揮命令を受けず、また、実施結果の報告は命令した監査役に対してのみ行うこととする。

(4) 取締役は、監査役の命令を受けた使用人に対し、そのことを理由に人事処遇等において不利な扱いをしない。

(5) 専任の使用人を配属した場合、その人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては監査役会の同意を得るものとする。

8) 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、次の場合には、監査役会又は監査役に対して直接かつ速やかに報告しなければならないものとする。

(a) 法令・定款に違反する事実を発見したとき

(b) 当社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したとき

(2) 内部通報制度担当部署は、内部通報制度による通報があったときは、直ちに監査役に報告するものとする。

(3) 法令・定款の遵守に関する事項、リスク管理に関する事項、内部監査の実施状況その他の事項を、取締役又は担当部署長から監査役会に報告する体制を整備する。報告事項及び報告の方法については、監査役会との協議により決定する。

9) 当社子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制

当社子会社の取締役は、当社監査役会と定期的に会合を持ち、業務遂行に関する事項等について報告を行う。また、当社子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務遂行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行わなければならない。

10) (8)及び(9)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対して、情報提供を行った取締役及び使用人が当社及び当社子会社において不利な取扱いを受けない制度をコンプライアンスマニュアルに定める。

11) 監査役職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の遂行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役への求めがあった場合、その費用等が監査役職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、監査役職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還並びに債務の処理を行わなければならない。

12) その他監査役職務の遂行が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会の頻度を、四半期ごとに1回とする。

(2) 監査役は内部監査の実施状況について報告を受けるとともに、必要があると認めるときは追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができるものとする。

13) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備・運用・評価を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力とは取引関係を含む一切の関係を持たず、不当要求に対しては毅然とした対応を取ることを基本方針としております。

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 反社会的勢力による不当な要求等が発生した場合には、内部監査室長が統括する内部統制委員会及び反社会的勢力対応部署が連携し、情報の一元管理・蓄積を行い、速やかに内部監査室長を通じて取締役会及び監査役会に報告される体制の整備、強化を図る。

(2) 反社会的勢力対応部署を中心とし、対応マニュアルの整備を進める。また、当社及び当社グループ会社の使用人全員に対し研修を実施するほか、必要に応じ外部機関とも連携し、体制の強化を図る。

(3) 新規取引先との取引開始にあたっては、与信管理のための外部調査機関の活用や既存取引先からの情報の収集を行う。

(4) 株主の属性判断を行う際には、所轄警察署との連携による身元照会を実施し、反社会的勢力の排除に努める。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

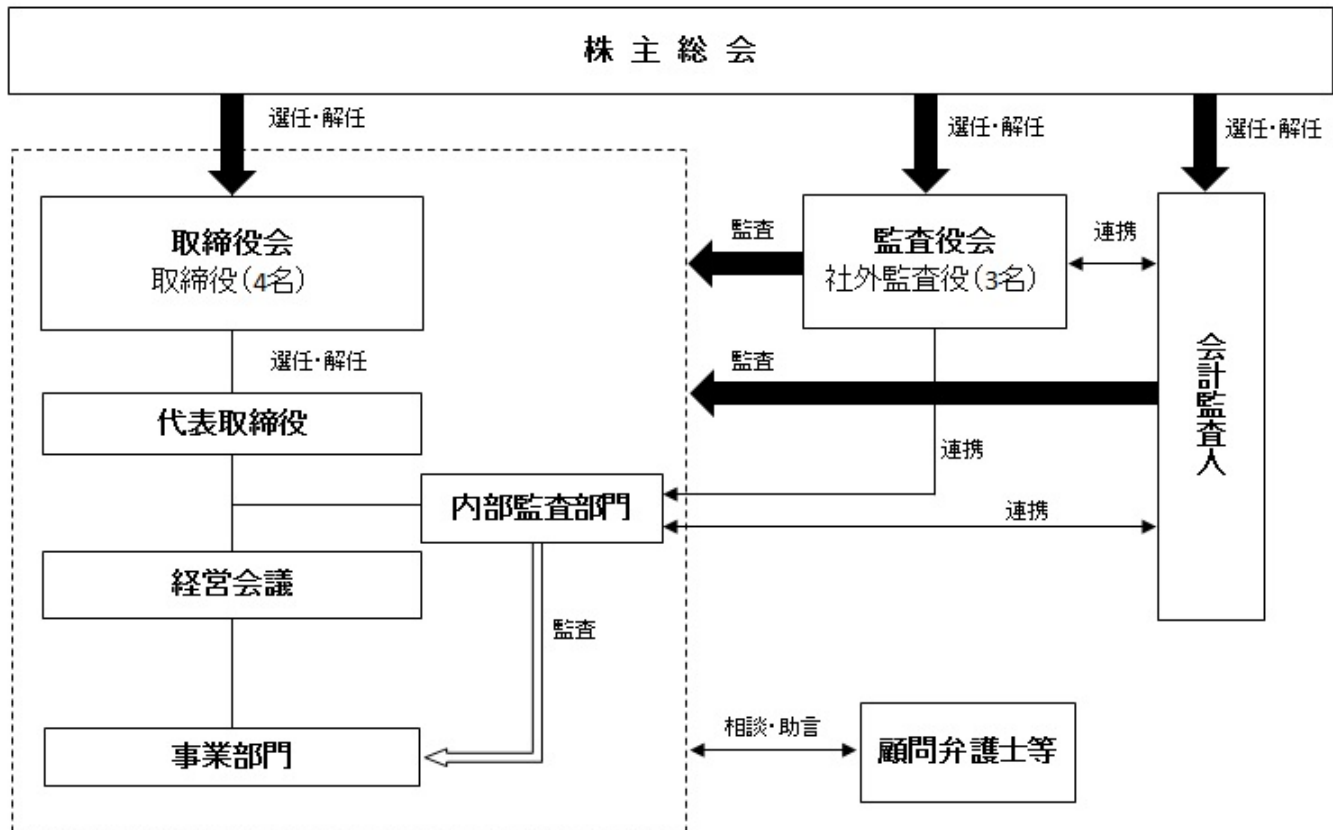
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制の概要(模式図)は以下のとおりであります。

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制】

